

富里市地区保健推進員協議会補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第82号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成22年6月30日告示第98号
平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月31日告示第98号
平成31年3月13日告示第34号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、市民の健康増進、健康づくり事業、栄養改善事業の推進を
するために、富里市地区保健推進協議会に対し、その事業に要する経費につい
て、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第1
0号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象経費等)

第2条 対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、
補助金等交付申請書を4月末日までに市長に提出しなければならない。

(承認申請)

第4条 規則第14条の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助
事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了
の日から30日以内に、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第6条 規則第18条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、
補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日告示第98号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市地区保健推進員協議会補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第98号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 育児支援活動	事業実施に要する 報償費、賃金、旅費、 需用費、役務費、委 託料、使用料及び賃 借料	2分の1	100,000円
(2) 生活習慣病予防活動			
(3) 介護予防活動			
(4) 研修会参加			
(5) 協議会主催研修会			